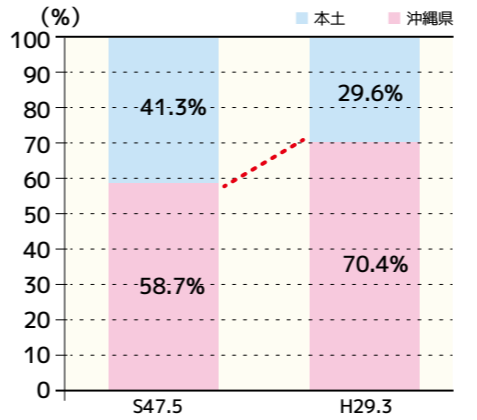


沖縄県における米軍基地の問題

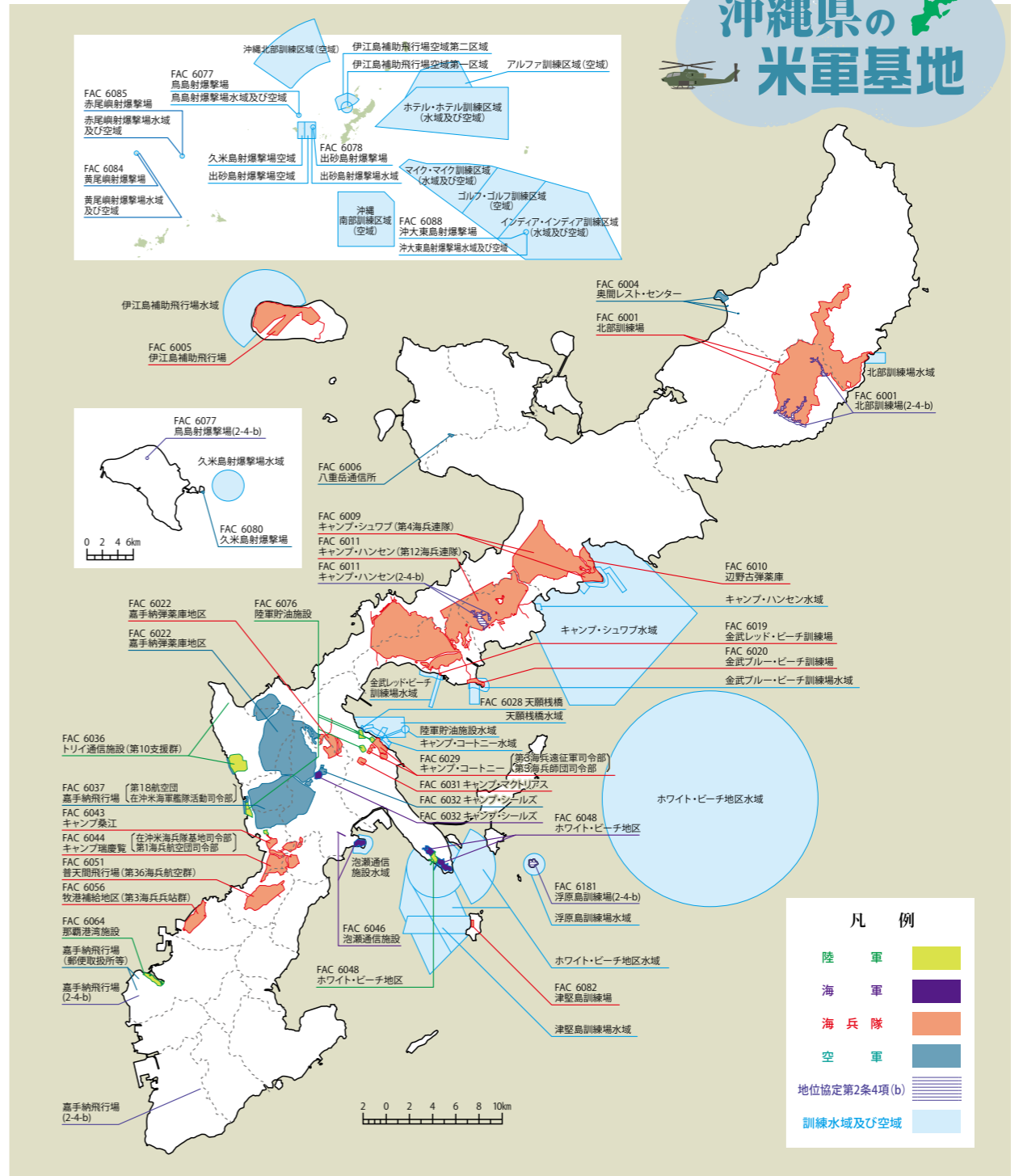
沖縄にはどれだけの米軍基地があるのか

沖縄県には、31の米軍専用施設があり、その総面積は1万8,609ヘクタール、本県の総面積の約8%、人口の9割以上が居住する沖縄本島では約15%の面積を占めています。沖縄が本土に復帰した昭和47年(1972年)当時、全国の米軍専用施設面積に占める沖縄県の割合は約58.7%でしたが、本土では米軍基地の整理・縮小が沖縄県よりも進んだ結果、現在では、国土面積の約0.6%しかない沖縄県に、全国の米軍専用施設面積の約70.4%が集中しています。

米軍専用施設面積の割合の推移(復帰後)



(平成29年3月31日現在)

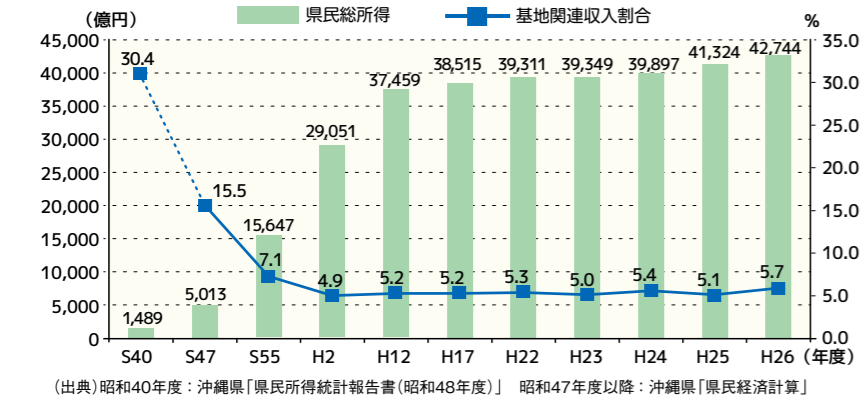


米軍基地と沖縄の経済

沖縄が日本に復帰(昭和47年)した昭和40年代と現在を比べると、沖縄経済における基地関連収入(軍用地料、軍雇用者所得、米軍等への財・サービスの提供)の割合は大幅に低下しています。

基地関連収入が県民総所得に占める割合は、復帰前の昭和40年度には30.4%でしたが、復帰直後の昭和47年度には15.5%、平成26年度には5.7%(2,426億円)まで大幅に低下しています。

県民総所得に占める基地関連収入の割合



基地跡地の飛躍的な発展は、かつての基地経済の効果を大きく上回るものとなっている。

既返還 駐留軍用地跡地	直接経済効果(億円/年) ^{※1}			雇用者数(人) ^{※2}		
	返還前	返還後	倍率	返還前	返還後	倍率
那覇新都心地区	52	1,634	32倍	168	15,560	93倍
小禄金城地区	34	489	14倍	159	4,636	29倍
桑江・北前地区	3	336	108倍	0	3,368	皆増
合計	89	2,459	28倍	327	23,564	72倍

※1: 直接経済効果: 基盤整備を一定程度終了後に徐々に発現する、生産・販売等の経済活動によって生じる直接的な効果(返還前=地代収入、軍雇用者所得、米軍等への財・サービスの提供額、基地周辺整備費等、基地交付金)、(返還後=卸・小売業、飲食業、サービス業、製造業の売上高、不動産(土地、住宅、事務所・店舗)賃貸額)
 ※2: 雇用者数: (返還前=沖縄の米軍及び自衛隊基地(統計資料集)に基づく)、(返還後=経済センサス活動調査(平成24年)に基づく)

日米地位協定について

日米地位協定は、在日米軍による施設・区域の使用を認めた日米安全保障条約第6条を受けて、施設・区域の使用のあり方や日本における米軍の地位について定めた条約です。

具体的には、施設・区域の提供、米軍の管理権、日本国の租税等の適用除外、刑事裁判権、民事裁判権、日米両国の経費負担、日米合同委員会の設置等が定められています。

日米地位協定は、人権や環境問題などに対する意識の高まり等の中で、時代の要求や国民の要望にそわなれないものとなっており、刑事裁判権、米軍の管理権としての基地使用のあり方、環境汚染など、様々な問題点が指摘されていますが、昭和35年(1960年)に締結されて以降、改定は度々行われていません。

しかし、日本と同じように米国の地位協定を締結しているドイツや韓国では、改定を実現させています。特にドイツでは、昭和34年(1959年)に締結されたボン補定協定をこれまでも改定しており、駐留軍に対しても原則としてドイツの国内法が適用されることが明記されているほか、環境保全を目的とする詳細な規定が設けられています。

県としては、日米地位協定の見直しについては、米軍基地が集中する沖縄という地域だけの問題ではなく、我が国の外交・安全保障や国民の人権、環境保護などについてどう考えるかという極めて国民的な問題であると考えています。

キーワード

米軍専用施設

自衛隊が管理する共用施設とは異なり、専(もっぱ)ら日米地位協定のもとで管理、運営され、基本的にはその運用に国内法が適用されず、また、立ち入り許可なども米軍の裁量によりなされる施設

沖縄から伝えたい。米軍基地の話。

Q&A Book

県では、沖縄の米軍基地問題に関する理解を深めていただくための冊子「沖縄から伝えたい。米軍基地の話。Q&A Book」を発行しています。入手方法については、基地対策課で直接お受け取りいただくか、着払いによる郵送をご依頼ください。また、電子データについては、基地対策課のホームページからダウンロード可能となっています。

沖縄県基地対策課 検索

問い合わせ

県基地対策課

電話: 098-866-2460

FAX: 098-869-8979